1年定期保険（無配当）

1年定期保険（無配当）普通保険約款（主契約）

1. 用語の定義等
- 第 1 条 用語の定義、電磁的方法等の適用

2. 責任開始日、契約日、保険期間および保険料払込期間
- 第 2 条 保険契約の成立、責任開始日
- 第 3 条 契約日、保険期間および保険料払込期間

3. 保険金の支払い
- 第 4 条 保険金を支払う場合
- 第 5 条 保険金を支払わない場合、または削減して支払う場合
- 第 6 条 保険金の請求、支払時期および支払場所

4. 保険金受取人
- 第 7 条 保険金受取人の指定
- 第 8 条 当社へ通知することによる保険金受取人の変更
- 第 9 条 遺言による保険金受取人の変更
- 第 10 条 保険金受取人の死亡

5. 保険料の払込みおよび保険契約の失効
- 第 11 条 保険料の払込回数および払込期月
- 第 12 条 保険料の払込経路
- 第 13 条 保険料の払込猶予期間および保険契約の失効

6. 契約者による保険契約の内容の変更等
- 第 14 条 契約者による保険契約を更新するときの変更
- 第 15 条 契約者による保険期間中における変更
- 第 16 条 契約者が死亡した場合の代表者

7. 保険契約の取消しまたは無効
- 第 17 条 詐欺による取消しまたは不法取得目的による無効

8. 保険契約の解除
- 第 18 条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第 19 条 告知義務違反による解除ができない場合
- 第 20 条 重大事由による解除

9. 保険契約の解約
- 第 21 条 解約

10. 未経過保険料の返還
- 第 22 条 未経過保険料の返還
- 第 23 条 未経過保険料の返還時期

11. 被保険者の年齢の計算ならびに被保険者の生年月日または性別に誤りがある場合
- 第 24 条 被保険者の年齢の計算
- 第 25 条 被保険者の生年月日または性別に誤りがある場合

12. 保険契約の更新
- 第 26 条 保険契約の更新
- 第 27 条 更新された保険契約

13. 当社による保険料、保険金額等の契約内容の変更
- 第 28 条 当社による保険契約を更新するときの変更
- 第 29 条 当社による保険期間中における変更

14. 契約者配当金
- 第 30 条 契約者配当金

15. 請求権の消滅、管轄裁判所
- 第 31 条 時効による請求権の消滅
- 第 32 条 管轄裁判所

クレジットカード払特約

電磁的方法に関する特則

GMO 少額短期保険株式会社

1年定期保険(無配当)普通保険約款(主契約)

1. 用語の定義等

第 1 条(用語の定義、電磁的方法等の適用)

1. 本約款(特約、特則を含みます。)において使用する用語の意義は、以下の各号に定めるとおりとします。

(1)	当社	GMO 少額短期保険株式会社をいいます。
(2)	契約者	保険契約の契約上の権利と義務(保険料の払込等)を有する者をいいます。
(3)	被保険者	保険契約の保障の対象になる人をいいます。日本国内に居住し、かつ当社が定める満年齢の範囲内にあることを要します。
(4)	契約関係者	契約者、被保険者または保険金受取人をいいます。
(5)	契約応当日	月ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいいます。
(6)	保険期間	契約上の保障が開始されてから終了するまでの期間をいいます。
(7)	保険媒介者	当社のために保険契約を勧誘すること、または契約締結の間を取り持つことができる者をいいます。
(8)	保険証券等	当社が、保険契約を引き受けることを決定したとき、または契約内容が変更になったときに契約者に交付する保険証券、引受通知書または変更通知書をいいます。
(9)	反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(10)	連絡先	契約関係者の住所、電話番号、電子メールアドレスその他の通信先をいいます。

2. 本約款における書類および書面は、特段の指定がない限り、電磁的方法に関する特則に定める電磁的記録を含みます。保険契約に関する各種手続きには、契約者の選択および当社の承諾によって、同特則に定める電磁的方法、電子交付および電子公告を用いることができます。

2. 責任開始日、契約日、保険期間および保険料払込期間

第 2 条(保険契約の成立、責任開始日)

1. 保険契約は、当社が契約の引受けを決定し、かつ契約者が第一回保険料を当社に払い込んだときに成立します。

2. 当社は、保険契約の申込書類を受け付け、契約の引受けを決定した日の属する月の翌月1日を責任開始日とします。当社はその日から死亡保険金(以下、保険金といいます。)の支払等の契約上の責任を開始します。

第 3 条(契約日、保険期間および保険料払込期間)

1. 契約日は責任開始日とします。保険期間、保険料払込期間および被保険者の満年齢は、契約日を基準日とします。

2. 保険期間および保険料払込期間は契約日から1年間とします。

3. 保険金の支払い

第 4 条(保険金を支払う場合)

1. 当社は、被保険者が保険期間中に死亡したときに、保険金を保険金受取人に支払います。

2. 前項に定める被保険者の死亡には、被保険者の生死が不明な場合における民法上の失踪宣告、戸籍法上の認定死亡による除籍およびその他当社が死亡したものと認めたときを含みます。

3. 保険金の金額および保険金受取人は、保険証券等に記載します。

第 5 条(保険金を支払わない場合、または削減して支払う場合)

1. 当社は、以下の各号のいずれかの原因によって被保険者が死亡したときに、保険金を支払いません。

(1)責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺

(2)保険金受取人の故意。ただし、保険金受取人が複数存在し、被保険者を故意に死亡させた者が保険金の一部の受取人であるときは、その者に帰属する保険金を支払いません。

(3)契約者の故意

2. 当社は、被保険者が戦争その他の変乱を原因として死亡した場合に、その原因によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険金を支払わない、または削減して支払うことがあります。

第 6 条(保険金の請求、支払時期および支払場所)

1. 契約者または保険金受取人は、被保険者が死亡したときに、すみやかに当社に通知してください。

2. 保険金受取人は、別表に示す書類を当社に提出して、保険金を請求してください。

3. 当社は、別表に示す書類が完備した状態で当社の本社に到着した日(以下、保険金請求日といいます。)の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、当社の本社で保険金を支払います。

4. 当社は、以下の各号について、保険契約の締結または契約内容の変更(以下、締結等といいます。)をしたときから保険金の請求までに当社に提出された書類において確認ができない場合に確認します。この場合、前項にかかわらず、保険金を支払う期限は、保険金請求日の翌営業日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。

	確認事項
(1)	被保険者が死亡した事実の有無
(2)	保険金を支払わない場合に該当する可能性があるときに、被保険者が死亡した原因
(3)	告知義務違反に該当する可能性があるときに、告知義務違反の有無の確認に必要な事項
(4)	重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるときに、(2)号、(3)号に定める事項および重大事由、詐欺または不法取得目的の有無の確認に必要な事項

5. 本条第4項の確認をするために、以下の各号に定める特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条第3項、第4項にかかわらず、保険金を支払う期限は、保険金請求日の翌営業日からその日を含めて同各号に定める日数(複数の号に該当するときは 180 日)を経過する日とします。

	特別な照会または調査	**日数**
(1)	災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された地域における調査	90 日
(2)	医療機関または医師に対する照会のうち、特別な照会	120 日
(3)	研究機関等の専門機関における医学、工学等における特別な調査、分析、鑑定	180 日
(4)	弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会	180 日
(5)	契約関係者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等によって明らかな場合における、当該刑事手続きに関する捜査機関または裁判所に対する照会	180 日
(6)	日本国外における調査	180 日

6. 当社は、保険金を支払う期限について本条第4項、第5項を適用する場合に、保険金受取人に通知します。
7. 本条に基づく確認について、当社の過失によらない理由によって同各項に定める期限を過ぎても確認を終了しない場合には、当社は確認を継続します。この場合、当社は確認を継続する項目と理由を保険金受取人に通知します。
8. 当社は、本条に定める期限の翌営業日以降に保険金を支払う場合に、遅滞の責任として遅延利息を保険金受取人に支払います。
9. 本条に基づく確認について、契約関係者が正当な理由なく確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には（必要な回答もしくは同意を拒んだとき、または必要な協力に応じなかったときを含みます。）、当社はこれを原因として確認が遅延した期間の遅滞に対する責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

4. 保険金受取人

第 7 条（保険金受取人の指定）

1. 契約者は、被保険者の同意を得た上で、保険金受取人を1人の者に指定してください。
2. 第 10 条（保険金受取人の死亡）等の事情によって、保険金受取人が複数存在する場合には、保険金の請求時に代表者を1人の者に指定してください。代表者は他の保険金受取人を代理するものとします。
3. 前項の代表者が定まらない、または代表者の連絡先が不明である場合には、当社が保険金受取人の1人に対して行った通知その他の保険金請求手続きにおける取扱いは、他の保険金受取人にも効力を生じるものとします。

第 8 条（当社へ通知することによる保険金受取人の変更）

1. 契約者は、被保険者の生存中に限って、被保険者の同意を得た上で、当社へ通知することによって、保険金受取人を変更することができます。この通知をするときに、別表に示す書類を提出してください。
2. 当社が変更前の保険金受取人に保険金を支払った後に、変更の通知が当社に到達したときには、変更後の保険金受取人から請求を受けても、当社は保険金を支払いません。

第 9 条（遺言による保険金受取人の変更）

1. 契約者は、被保険者の生存中に限って、法律上有効な遺言によって、被保険者の同意を得た上で、保険金受取人を変更することができます。この場合、保険金受取人を1人の者に指定してください。
2. 契約者が死亡した後に契約者の相続人が当社に通知しないときは、相続人は遺言による受取人変更の効力を当社に主張することができません。相続人はこの通知をするときに、当社が指定する書類を提出してください。

第 10 条（保険金受取人の死亡）

1. 被保険者の生存中に保険金受取人が死亡し、変更されていない場合には、その法定相続人を保険金受取人とします。
2. 本条によって保険金受取人となった人が被保険者の生存中に死亡し、その人に法定相続人がいない場合には、保険金受取人となった人のうち生存している他の法定相続人を保険金受取人とします。

3. 本条によって保険金受取人となった人が複数存在し、その一部の者が故意に被保険者を死亡させた場合に、当社は、故意に被保険者を死亡させた者に帰属する保険金を支払わず、残額を他の保険金受取人に支払います。

4. 本条によって保険金受取人が複数となった場合に、保険金の受取割合は均等とします。

5. 保険料の払込みおよび保険契約の失効

第 11 条（保険料の払込回数および払込期月）

1. 保険料の払込回数および払込期月を以下の表に定めます。契約者は払込回数のいずれかを選択し、払込期月に保険料を払いこむものとします。

	払込回数	初回または初年度の払込期月	第2回または次年度以降の払込期月
(1)	月払	契約日の属する月の末日まで	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(2)	年払	契約日の属する月の末日まで	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

第 12 条（保険料の払込経路）

1. 保険料の払込経路を以下の表に定めます。契約者は(1)号または(2)号のいずれかを選択するものとします。

(1)口座振替払	当社の提携金融機関における契約者が指定する預貯金口座から、当社が指定する振替日に当社の口座に振り替える方法
(2)クレジットカード払	クレジットカード払特約にしたがって払い込む方法
(3)金融機関口座払	前二号によって保険料が払い込まれなかった場合に、当社が指定する金融機関の口座に契約者が払いこむ方法

第 13 条（保険料の払込猶予期間および保険契約の失効）

1. 払込猶予期間は、払込期月の翌月の初日から末日までとします。

2. 当社は、払込期月に保険料が払い込まれなかったときに、以下の表の方法にしたがって保険料を請求します。

(1)口座振替払	払込猶予期間の振替日に再度振り替えます。月払については翌月分と合わせた2か月分の金額を、年払については年払保険料額を振り替えます
(2)クレジットカード払	払込猶予期間にクレジットカード払特約に基づいて保険料を請求します

3. 払込猶予期間に被保険者が死亡した場合において、保険金額が未払込保険料を上回るときには、当社が支払う保険金から未払込保険料を差し引きます。

4. 払込猶予期間に保険料の払込みがないときには、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。当社は、失効した日以後に被保険者が死亡した場合に、保険金を支払いません。

5. 当社は、失効した保険契約の復活（有効な状態に戻すこと）は取り扱いません。

6. 契約者による保険契約の内容の変更等

第 14 条(契約者による保険契約を更新するときの変更)

1. 契約者は、保険契約の更新時に以下の表に定める項目について、当社が定める範囲で変更することができます。契約者は、保険期間満了日までに当社が指定する方法によって通知してください。

(1)	保険金額の減額
(2)	保険料払込回数

第 15 条(契約者による保険期間中における変更)

1. 契約者は、保険期間中のいつでも以下の表に定める項目について変更することができます。契約者は変更について、当社が指定する方法によってすみやかに通知してください。

(1)	契約者	変更には被保険者の同意および当社の承諾を得ることを要します
(2)	契約関係者の姓名	
(3)	契約者の連絡先	
(4)	保険料払込経路	

2. 契約者が連絡先の変更について通知をしなかった場合に、当社が知る最終の連絡先に発した通知が通常到達すべき時期に、契約者に到達したものとみなします。

第 16 条(契約者が死亡した場合の代表者)

1. 契約者が死亡し、契約者の相続人が複数いるときは、代表者を1人指定してください。代表者は、他の契約者の相続人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらない場合、または代表者の連絡先が不明である場合には、当社が契約者の相続人の1人に対して行った通知その他の契約上の手続きにおける取扱いは、他の相続人にも効力を生じるものとします。

7. 保険契約の取消しまたは無効

第 17 条(詐欺による取消しまたは不法取得目的による無効)

1. 当社は、契約者または被保険者に保険契約の締結等に際して詐欺の行為があった場合に、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料(以下、払込保険料といいます。)は返還しません。
2. 当社は、契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結等をした場合に、保険契約を無効とします。この場合、払込保険料は返還しません。

8. 保険契約の解除

第 18 条(告知義務および告知義務違反による解除)

1. 契約者または被保険者は、保険契約の締結等に際して、当社が告知を求めた事項(以下、告知事項といいます。)について、事実を正確に告げなければなりません。
2. 当社は、契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について事実を告げなかったか、または事実ではないことを告げた場合に、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

3. 当社は、被保険者が死亡した後であっても前項に基づいて保険契約を解除することができます。この場合、当社は保険金を支払いません。すでに保険金を支払っていたときは、保険金の全額を返還することを請求します。ただし、被保険者の死亡が解除の原因となった事実によらないことを契約者または保険金受取人が証明したときは、当社は保険金を支払います。

4. 当社は、契約者に通知することによって保険契約を解除します。ただし、契約者の連絡先が不明である場合、またはその他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に通知します。

第 19 条(告知義務違反による解除ができない場合)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合に、第 18 条(告知義務および告知義務違反による解除)に基づいて保険契約を解除することができません。

(1)当社が、保険契約の締結等に際して、解除の原因となる事実を知っていたとき、または当社の過失を原因として知らなかったとき

(2)当社または保険媒介者が、契約者または被保険者が事実を告げることを妨げたとき、もしくは契約者または被保険者に、事実を告げないこと、または事実ではないことを告げることを勧めたとき。ただし、当社または保険媒介者にこのような行為がなかったとしても、契約者または被保険者が事実を告げなかった、または事実ではないことを告げたと認められる場合を除きます。

(3)当社が、解除の原因となる事実を知った日(正当な理由によって解除が通知できない場合には、その通知ができる日)の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき

(4)責任開始日から2年を超えて契約が有効に継続したとき。ただし、責任開始日から2年以内に、解除の原因となる事実によって被保険者が死亡した場合を除きます。

(5)責任開始日から5年を経過したとき

第 20 条(重大事由による解除)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合に、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1)契約者または保険金受取人が保険金等(他の保険契約の給付金・保険金等を含み、その名称は問いません。以下、本項において同じとします。)を詐取すること、または他人に保険金等を詐取させることを目的として事故招致(未遂を含みます。)をしたとき

(2)この保険契約の保険金の請求に関して、保険金受取人に詐欺の行為(未遂を含みます。)があったとき

(3)契約関係者が、以下の①～⑤のいずれかに該当するとき

①反社会的勢力に該当すると認められること

②反社会的勢力に資金等を提供する、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

③反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④契約者または保険金受取人が法人であるときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配している、または経営に実質的に関与していると認められること

⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4)契約関係者に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前各号と同等の重大な事由があるとき

2. 当社は、被保険者が死亡した後であっても、前項に基づいて保険契約を解除することができます。この場合、当社は、前項各号に定める事由の発生以後に被保険者が死亡したときは、保険金を支払いません。ただし、前項(3)号に該当するのが一部の保険金受取人のみ(契約者および被保険者が該当する場合を除きます。)であるときは、その受取人に帰属する保険金を支払いません。すでに保険金を支払っているときは、その返還を請求します。

3. 当社は、契約者に通知することによって保険契約を解除します。ただし、契約者の連絡先が不明である場合、またはその他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に通知します。

9. 保険契約の解約

第 21 条(解約)

1. 契約者は、別表に示す書類を提出することによって、保険契約を将来に向かって解約することができます。

2. 解約日は当社が別表に示す書類を受け付けた日、またはその日以後の契約者が指定する日とします。

3. この保険契約に、解約返戻金はありません。

10. 未経過保険料の返還

第 22 条(未経過保険料の返還)

1. 当社は、以下の各号に定める日を保険契約が消滅した日(以下、消滅日といいます。)として、本条第3項、第4項に定める未経過保険料を契約者に返還します。

	消滅事由	消滅日
(1)	被保険者の死亡	被保険者が死亡した日
(2)	契約者による保険契約の解約	解約日
(3)	当社による保険契約の解除	当社が契約者に解除を通知した日

2. 前項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は未経過保険料を返還しません。

(1)前項(1)号(被保険者の死亡)または前項(3)号(保険契約の解除)のうち、告知義務違反による解除において、契約者が故意に被保険者を死亡させたとき

(2)前項(3)号のうち重大事由による解除において、契約者が故意に被保険者を死亡させたとき、または死亡させようとしたとき。ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた、または死亡させようとしたことがない場合において、第 20 条第1項(3)号(反社会的勢力)に基づく解除により、保険金の一部の受取人に対して保険金を支払わないときは、当社は、支払わない保険金の金額に対応する未経過保険料を契約者に返還します。

3. 保険料払込回数が、月払の場合は、消滅日が属する月の翌月以降の保険料が払い込まれたときは、その保険料

4. 保険料払込回数が、年払の場合は、以下の式にしたがって算出します。

未経過保険料(※) = 年払保険料 × 経過月数ごとの返還率 (※)百円未満の端数は切り捨てます。経過月数は保険期間の開始日から消滅日までの月数であり、1か月未満の月数は切り上げます。

経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
返還率(%)	65	55	45	40	35	30	25	20	15	10	5	0

第 23 条（未経過保険料の返還時期）

1. 当社は、以下の各号に定める日または未経過保険料が当社に払い込まれた日のいずれか遅い日の翌営業日からその日を含めて 10 営業日以内に、未経過保険料を当社の本社で返還します。

（1）保険金を支払う場合は、保険金を支払った日

（2）被保険者が死亡し、保険金を支払わない場合は、当社が保険金を支払わないことを通知した日

（3）契約者が保険契約を解約したときは、解約日

（4）当社が保険契約を解除したときは、解除を通知した日

11. 被保険者の年齢の計算ならびに被保険者の生年月日または性別に誤りがある場合

第 24 条（被保険者の年齢の計算）

1. 被保険者の契約日または更新日における年齢は、公的証明書（住民票、運転免許証等をいいます。）に記載された生年月日に基づくそれぞれその日における満年齢とします。

第 25 条（被保険者の生年月日または性別に誤りがある場合）

1. 当社は、保険契約申込書類等における被保険者の生年月日に誤りがあった場合に、以下の各号にしたがって保険契約の内容および保険料を取り扱います。

（1）契約日または更新日における満年齢が、当社が契約を引き受ける範囲内であるときは、契約日または更新日に遡って誤りを訂正します。

（2）契約日または更新日における満年齢が、当社が契約を引き受ける範囲外であるときは、当社は保険契約を取り消すことができます。この場合、当社は払込保険料を契約者に払い戻します。

2. 当社は、保険契約申込書類等における被保険者の性別に誤りがあった場合に、契約日または更新日に遡ってこれを訂正します。

3. 前二項に基づく訂正の結果、払込保険料に過不足が生じた場合には、以下の各号にしたがって差額を精算します。

（1）超過額があるときは、当社は契約者に払い戻します。

（2）不足額があるときは、契約者は当社が指定する期日および方法にしたがって払い込みます。

12. 保険契約の更新

第 26 条（保険契約の更新）

1. 当社は、保険期間満了日の2か月前までに契約者に更新の案内を通知します。契約者が、満了日までに更新しないことを当社が指定する方法によって通知しない場合に、満了日において有効である保険契約は、満了日の翌日に更新されます。

2. 更新日における被保険者の満年齢が当社が契約を引き受ける範囲外である場合は、保険契約は更新されません。

3. 第 20 条（重大事由による解除）第1項各号に該当する事由が生じた場合には、保険契約は更新されません。

4. 当社は、保険期間満了日にこの保険契約の締結を取り扱っていない場合に、他の同種の保険契約に更新させることがあります。

5. 当社は、保険契約が更新されたときに、更新通知書を契約者に交付します。

第 27 条(更新された保険契約)

1. 更新された保険契約(以下、更新後契約といいます。)における保険期間および保険料払込期間は、更新日から1年間とします。

2. 更新される前の保険契約(以下、更新前契約といいます。)において告知義務違反に該当する場合、当社は更新後契約を解除することができます。

3. 当社が更新日以前に保険契約の約款を変更した場合、更新後契約について、変更後の約款を適用します。

4. 当社が更新日以前に保険料の計算基準を変更した場合、更新後契約について、変更後の計算基準を適用します。

5. 第 5 条(保険金を支払わない、または削減して支払う場合)第1項(1)号に定める責任開始日から被保険者が死亡する日までの期間ならびに第 19 条(告知義務違反による解除ができない場合)第1項に定める期間について、更新前後の保険期間は通算するものとします。

13. 当社による保険料、保険金額等の契約内容の変更

第 28 条(当社による保険契約を更新するときの変更)

1. 当社は、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況が生じた場合に、更新後契約の保険料の増額もしくは保険金の減額またはその双方を行うことがあります。

2. 当社は、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況が生じた場合に、更新を引き受けないことがあります。

3. 当社は、前二項に該当する場合に、保険期間満了日の2か月前までにその内容を契約者に通知します。

第 29 条(当社による保険期間中における変更)

1. 当社は、保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況が生じた場合に、保険期間中に保険料の増額もしくは保険金の減額またはその双方を行うことがあります。この場合、当社は遅滞なくその内容を契約者に通知します。

2. 当社は、想定外の事象が発生することによって、当社の収支に著しく影響を及ぼす状況が生じた場合に、保険金を削減して支払うことがあります。この場合、当社は遅滞なくその内容を契約者に通知または公告します。

14. 契約者配当金

第 30 条(契約者配当金)

1. この保険契約には、契約者配当金はありません。

15. 請求権の消滅、管轄裁判所

第 31 条(時効による請求権の消滅)

1. 保険金の支払いまたは未経過保険料の返還を請求する権利は、これらの権利を行使できるときから3年間行使しないときに、時効によって消滅します。

第 32 条(管轄裁判所)

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟について、当社の本社の所在地または保険金受取人(複数存在する場合は、その代表者とします。)の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

■別表(保険金請求、契約内容の変更等の手続きに用いる書類)

請求または通知する項目	手続きに用いる書類　(当社が指定する電磁的記録を含みます。)※
保険金の支払い	● 当社所定の保険金請求書 ● 当社所定の様式による医師の死亡診断書 ● 被保険者が死亡した事実が記載された住民票除票または 戸籍抄本 ● 保険金受取人の印鑑証明書(発行後3か月以内)
保険契約の消滅(被保険者が死亡し、保険金の対象にならない場合)	● 当社所定の契約内容変更書 ● 被保険者が死亡した事実が記載された住民票除票または 戸籍抄本
保険料払込方法(回数または経路)の変更	● 当社所定の契約内容変更書
契約者または保険金受取人の変更	● 当社所定の契約内容変更書
契約関係者の改姓・改名	● 当社所定の契約内容変更書
保険契約の解約	● 当社所定の契約内容変更書

※当社は、書類について省略を認めること、または上記以外の書類の提出を求めることがあります。

クレジットカード払特約

第 1 条（特約の締結等）

1. 本特約は、契約者が、当社が指定するクレジットカード（以下、クレジットカードといいます。）を用いて保険料を払い込むことを申し出て、当社が承諾した場合に主契約に付加されます。

2. 前項のクレジットカードは、契約者がクレジットカード発行会社（以下、カード会社といいます。）の会員規約等に基づき貸与された、または使用を認められたものに限ります。

3. 当社は、本特約の締結に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額の確認（以下、有効性の確認といいます。）を行います。

第 2 条（保険料の払込み）

1. 当社が有効性の確認を行った上で、カード会社に保険料を請求する日に保険料の払込みがあったものとします。

2. 契約者は、カード会社の会員規約等にしたがって、保険料相当額をカード会社に支払ってください。

3. 当社は、払込期月の保険料について有効性の確認を行った後に、カード会社から保険料相当額を領収できない場合に、契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第 3 条（クレジットカード払による払込みができない場合の取扱い）

1. 当社は、払込期月の保険料の請求について有効性の確認をできない場合に、猶予期間中の請求日に再度、有効性の確認を行います。月払については翌月分の保険料と合わせた2か月分の合計額を、年払については年払保険料額をカード会社に請求します。

2. 契約者は、前項に定める再度の有効性の確認ができない場合に、猶予期間満了日までに、別の有効なクレジットカードに変更する、または当社が指定する別の方法を用いて保険料を払い込んでください。

第 4 条（特約の更新）

1. 本特約は、契約者が更新後契約の保険料の払込経路としてクレジットカード払を選択する場合に、主契約の更新と同時に更新されます。

第 5 条（特約の消滅）

1. 本特約は、次の各号のいずれかに該当する場合に消滅します。

（1）主契約が消滅または失効したとき

（2）契約者が、保険料の払込経路をクレジットカード払以外の方法に変更したとき

第 6 条（主契約の規定の準用）

1. 本特約の約款に別段の定めのない事項は、主契約の約款の規定を準用します。

電磁的方法に関する特則

第 1 条（目的および適用範囲）

1. 本特則は、保険契約の主契約およびこれに付帯する他の特約・特則（以下、主契約等といいます。）における各種手続きについて、電磁的方法を用いる場合の取扱いを定めることを目的とします。

2. 本特則は、当社が引き受ける保険契約について、一律に適用されるものとします。

第 2 条（用語の定義）

1. 本特則において使用する用語の意義は、以下の各号に定めるとおりとします。

(1)	電磁的方法	当社が指定するインターネット等を通じた手続き用のシステム（外部の情報連携システムを含みます。以下、当社システム等といいます。）を通じた電子的手続方法をいいます。
(2)	電磁的記録	電子的方式、磁気的方式等の人の知覚によって認識することができない方式によって作られる記録であって、電子計算機（当社システム等、契約関係者が使用する通信用電子機器お よび各種電磁記録媒体等を含みます。）によって情報処理の用に供される記録をいいます。
(3)	電子認証	当社が指定する本人認証のための電子的識別情報（利用者識別符号、暗証符号、生体情報その他これらに類する情報をいいます。）を用いて、契約関係者について本人であることを確認する手続きをいいます。
(4)	電子交付	当社が電磁的記録を当社システム等においてアクセス可能な状態に置くこと、または電磁的記録を契約関係者に送信する方法をいいます。
(5)	電子公告	当社が電磁的記録を当社システム等においてアクセス可能な状態に置く方法を用いる公告をいいます。

第 3 条（契約の申込み、告知および意向確認）

1. 契約者、被保険者は、保険契約の申込み、告知および意向確認について、書類または当社システム等を通じた入力および送信等の電磁的方法を用いて行うことができます。

2. 契約者または被保険者は、当社システム等における画面上の告知事項に事実を入力し、送信した内容をもって、電磁的方法を用いて告知を行うものとします。

第 4 条（保険証券等および約款等の交付）

1. 当社は、保険証券等、約款、契約概要、注意喚起情報その他の保険契約における記載事項について、書面または電子交付を用いて契約者に提供します。

第 5 条（契約内容変更等の手続き）

1. 契約者は、契約内容の変更、解約その他の保険契約における手続き（以下、変更等の手続きといいます。）について、書類または電磁的方法を用いて行うことができます。

第 6 条（保険金の請求）

1. 保険金受取人は、書類または書類を電磁的記録に変換した上で電磁的方法を用いて請求することができます。

2. 当社は、前項にかかわらず、真正性の確認等のために必要と認める場合に、書類の原本の提出を求めることがあります。

第 7 条（各種通知等の交付）

1. 当社は、契約関係者に対する各種通知および案内について、書面または電子交付を用いて行います。

第 8 条（公告）

1. 当社は、法令または主契約等の約款にしたがって、書面の発行もしくは新聞等への掲載による公告または電子公告を行います。

第 9 条（電子認証）

1. 契約関係者が電磁的方法を用いる場合は、当社が指定する方法にしたがって電子認証を行わなければなりません。
2. 当社は、電子認証の結果が事前に登録された本人識別情報と一致することを確認したときに、当該契約関係者の意思に基づき行われたものとして取り扱います。
3. 当社は、不正利用のおそれまたはセキュリティ上の必要性を認めた場合に、電子認証を承認しないことがあります。

第 10 条（電磁的方法による手続き、電子交付および電子公告の効力発生時期）

1. 電磁的方法による手続きについては、当社が手続きの内容を受信し、当社システム等に記録された時期に、請求または通知を受け付けたものとします。
2. 電子交付については、当社が電磁的記録を当社システム等において契約関係者がアクセス可能な状態に置いた時期、または電磁的記録を送信した時期に、交付が行われたものとします。
3. 電子公告については、当社が電磁的記録を当社システム等において契約者がアクセス可能な状態に置いた時期に、公告が行われたものとします。

第 11 条（電磁的記録の保存管理）

1. 当社は、本特則に基づく各種手続きの履歴（電子認証を含みます。）ならびに電子交付および電子公告における電磁的記録について、改ざん防止その他の適切な管理措置を講じた上で、法令および当社が定める期間保存します。

第 12 条（電磁的方法および電子交付の中止）

1. 契約者は、当社が指定する方法で届け出ることによって、本特則に基づく電磁的方法および電子交付の利用を中止し、書類による手続きおよび書面による交付に変更することができます。
2. 前項における届出より前に行われた電磁的方法による手続きおよび電子交付の効力は、中止後も有効に存続するものとします。

第 13 条（電磁的方法を用いない場合）

1. 当社は、法令に基づいて書面の交付が義務付けられている場合、または当社が通信障害その他やむを得ない事由があると認める場合に、電磁的方法を用いずに書面・書類を用いて交付または手続きを行うものとします。

第 14 条（主契約等の規定の準用）

1. 本特則の約款に別段の定めのない事項は、主契約等の約款の規定を準用します。